

○少年指導委員制度運営要綱の制定について(通達)

昭和60年2月27日

福岡県警察本部内訓第5号

本部長

この度、少年指導委員の運用を適切かつ効果的に行うため、次のとおり「少年指導委員制度運営要綱」を制定したので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

少年指導委員制度運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年指導委員の委嘱、解嘱、職務内容、研修、立入り等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平18本部内訓20・本項一部改正)

第2 準拠

少年指導委員制度の運営については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定数及び配置

少年指導委員の定数及び配置は、別に定める。

第4 活動区域の指定

- 1 規則第2条の活動区域は、別に定める。
- 2 警察本部長は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の営業所等が存在し、その有害な環境から少年を守るために少年指導委員を配置することが必要であると認められる地域を少年指導委員の活動区域として指定するものとする。

(平18本部内訓20・本項一部改正)

第5 委嘱手続

1 推薦

少年指導委員を活動区域を管轄する警察署長(以下「警察署長」という。)は、次に掲げる事項を満たしている者のうちから、関係者の意見を踏まえ、法第38条第1項に規定する要件を満たす適任者を少年指導委員推薦書(様式第1号)により警察本部長を経て公安委員会に推薦するものとする。

- (1) 当該活動区域を管轄する警察署において、現に少年補導員(少年補導員制度運営要綱の制

定について(昭和42年福警少内訓第1号)に規定する少年補導員をいう。以下同じ。)又は少年補導員になろうとする者であること。

(2) 当該活動区域又はその周辺に居住し、若しくは勤務するなど当該活動区域の実情に精通している者であること。

(3) 年齢が75歳未満の者であること。

2 審査

警察本部長は、1の推薦のあった者について1に規定する推薦の事由を満たしているか否かの審査を行い、その結果資格要件を満たしている場合は、公安委員会に対し委嘱の決定を求めるものとする。

3 委嘱状及び一般用指導委員証等の交付

警察本部長は、公安委員会の委嘱の決定があったときは、委嘱状(様式第2号)を交付し、あわせて少年指導委員証(様式第3号。以下「一般用指導委員証」という。)及び少年指導委員手帳(様式第4号)を貸与するものとする。

4 委嘱等の周知

警察本部長及び警察署長は、公安委員会において少年指導委員を委嘱したときは、速やかに、当該少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を公安委員会告示等によって公示するなど地域住民に周知させるための必要な措置をとるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該少年指導委員の連絡先に代えて、当該少年指導委員の活動区域を管轄する警察署の連絡先として当該措置をとることができる。

5 委嘱簿の備付け

警察本部長は、少年指導委員の委嘱状況を明らかにしておくため、少年指導委員委嘱簿(様式第5号)を備え付けておくものとする。

6 欠員補充

少年指導委員に欠員を生じたときは、速やかに、1から4までの手続を経てその後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

7 再委嘱

少年指導委員を再委嘱しようとする場合は、1から4までの手続によるものとする。

(平18本部内訓20・平20本部内訓11・本項一部改正)

第6 一般用指導委員証等の再交付

1 再交付申請

警察署長は、自署の管轄区域を活動区域とする少年指導委員から、一般指導委員証又は少

年指導委員手帳を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の届出を受けたときは、必要な調査を行った後、速やかに、／一般用指導委員証／少年指導委員手帳／再交付申請書(様式第6号)により、警察本部長に対して再交付の手続をとるものとする。

2 調査及び再交付

警察本部長は、1の上申を受けたときは、事実の有無を調査の上、再交付するものとする。

(平18本部内訓20・本項一部改正)

第7 一般用指導委員証等の返納

警察署長は、自署の管轄区域を活動区域とする少年指導委員が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、一般用指導委員証及び少年指導委員手帳を返納させるものとする。

- (1) 解嘱されたとき。
- (2) 任期が満了したとき。
- (3) 辞任したとき。
- (4) 少年指導委員証及び少年指導委員手帳の再交付を受けた後において、亡失した少年指導委員証及び少年指導委員手帳を発見し、又は回復したとき。

(平18本部内訓20・本項一部改正)

第8 職務内容

法第38条第2項各号及び規則第4条各号に掲げる少年指導委員の職務の具体的内容は、次のとおりとする。

1 法第38条第2項第1号に規定する少年の補導

- (1) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為をやめるよう指導すること。
- (2) 少年に対し、法第38条第2項第1号に規定する行為が少年の健全な育成に障害を及ぼすものであることを説示すること。
- (3) 少年の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該少年を現に監護するものをいう。)又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に連絡すること。
- (4) 少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認めるときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第25条の規定により通告を行うこと。

2 法第38条第2項第2号に規定する風俗営業を営む者等に対する助言

- (1) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を教示すること。
- (2) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に係る法の規定を遵守するために講ずべき措置を促すこと。

3 法第38条第2項第3号に規定する被害を受けた少年に対する援助

- (1) 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、再び被害を受けることを防止するために助言又は指導すること。
- (2) 当該少年の保護者等に連絡すること。
- (3) 当該少年又はその保護者等に対し、当該少年を支援することができる機関又は団体等を紹介すること。
- (4) 当該少年が18歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認めるときは、児福法第25条の規定による通告を行うこと。

4 法第38条第2項第4号に規定する地方公共団体の施策等への協力

- (1) 地方公共団体の施策又は民間団体の活動に参加すること。
- (2) 地方公共団体の施策又は民間団体の活動に参加の意志を有する者を募ること。

5 規則第4条第1号に規定する少年相談

風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に関して、少年の健全な育成に係る事項について、少年又は保護者等からの相談があった場合、相談者に対して必要な助言及び指導その他の援助を行うこと。

6 規則第4条第2号に規定する広報啓発活動

- (1) 繁華街等における有害環境浄化又は不良行為少年への声掛けキャンペーンを行うなど、少年の健全育成に関する住民運動の盛り上げを図る活動に努めること。
- (2) 少年をめぐる具体的状況を踏まえつつ、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、又は少年の健全な育成に資する事項について広く住民に周知させること。

(平2本部内訓20・平11本部内訓19・平14本部内訓14・本項一部改正・平18本部内訓20・本項全部改正)

第9 活動に関する一般的留意事項

警察署長は、少年指導委員に対して次の事項について十分指導するものとする。

1 心構え

少年指導委員は、少年の人格を尊重し、かつ、少年の健全な育成を期する精神をもってその職務を遂行しなければならない。また、常に人格識見の向上に努め、関係者から尊敬と信頼を得られるように心掛けるほか、職務の遂行に必要な知識及び技能の修得に努めなければならない。

2 守秘義務

少年指導委員は、委嘱を受けている間はもとより委嘱を受けなくなった後においても、少

年指導委員として知り得た秘密を漏らしてはならず、少年及びその他の関係者に秘密が漏れるというような不安を抱かせることのないように留意しなければならない。

3 活動上の注意

- (1) 少年指導委員は、第8の職務内容が、強制にわたる職務権限ではないことに留意すること。
- (2) 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- (3) 少年指導委員は、個々の活動においても、威圧的な言動又は態度を避け、関係者の年齢、性別、立場等に応じた親しみのある言葉を用いること。

4 関係機関との連絡及び協力

少年指導委員は、平素から警察職員及び風俗環境浄化協会等の関係機関・団体と連絡を密にし、少年を取り巻く有害環境の実態把握に努め、その職務遂行に当たっては、これらの機関と協力し実効のある活動を行うよう努めなければならない。

5 一般用指導委員証の携帯及び提示

少年指導委員は、その活動に当たり常に一般用指導委員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 受傷事故防止

少年指導委員は、その活動に当たっては、関係者の動作に注意し、攻撃を誘発するような言動を慎み、特に危害防止のため相手方の人数、位置、場所等について十分配慮しなければならない。

(平11本部内訓19・平14本部内訓14・本項一部改正・平18本部内訓20・本項全部改正)

第10 研修

警察本部長は、公安委員会において少年指導委員を委嘱したときは、職務遂行上必要な知識及び技術を習得させるため、規則第7条の規定により別表に掲げる研修を行うほか、所要の指導を行い、少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるように配慮するものとする。

(平18本部内訓20・本項全部改正)

第11 解嘱手続

1 解嘱の上申

警察署長は、自署の管轄区域内を活動区域とする少年指導委員が次に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、少年指導委員解嘱上申書(様式第7号)により、警察本部長を経て公安委員会に対し、少年指導委員の解嘱を上申するものとする。

- (1) 第5の(1)に規定する推薦の事由((1)及び(3)を除く。)のいずれかを欠くに至った場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠った場合
- (3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行があった場合
- (4) 少年補導員を解嘱された場合

2 調査

警察本部長は、1の上申を受けたときは、速やかに、解嘱事由に該当する事実の有無を調査するものとする。

3 弁明の機会の付与

警察本部長は、調査の結果、少年指導委員が解嘱事由に該当すると認めるときは、当該少年指導委員に対して、その弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を期日の2週間前までに、当該少年指導委員に通知するものとする。

このほか、弁明の機会の付与の方法等については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の定める手続に準じて行うものとする。

4 解嘱の通知等

警察本部長は、解嘱事由に該当する少年指導委員に弁明の機会を与えた後、公安委員会に対し解嘱の決定を求めるものとし、その結果当該少年指導委員の解嘱の決定があったときは、少年指導委員解嘱通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(平6本部内訓45・平18本部内訓20・平20本部内訓11・本項一部改正)

第12 立入り

1 立入りの指示等

(1) 立入りの指示

警察本部長は、法第38条の2第1項及び第2項の規定による立入りの指示は、あらかじめ法第38条第5項の研修を受講し、かつ、風俗営業の営業所等への立入りを適正に実施するために必要な知識及び技術を習得した少年指導委員に対して行うものとする。

(2) 立入指示書及び立入用指導委員証の交付

警察本部長は、(1)の指示を行うときは、当該少年指導委員に対し立入指示書(様式第9号)を交付するものとする。この場合において、警察署長は、当該少年指導委員に対し少年指導委員委嘱簿により番号を付した少年指導委員証(規則別記様式。以下「立入用指導委員証」という。)を貸与するものとする。

(3) 指示を行う時期

(1)の指示は、当該立入りを実施する前に行うものとする。

(4) 指示の内容

(1)の指示の具体的内容は、次のとおりとする。

ア 立入りを実施すべき場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれかの別

立入りを行うべき営業の種別を明らかにするものとする。

(イ) 立入りを実施すべき地域

少年指導委員の活動区域内のいずれか又は全域を指定するものとする。この場合において、当該地域における営業所等の状況を踏まえ、あらかじめ危険又はトラブルが予想される営業所等には、少年指導委員に立入りをさせないよう留意するものとする。

イ 立入りを実施すべき期日又は期間

期間を指示する場合は、過度に長期にならない範囲で期間を示すものとする。

ウ 立入りを実施するに当たっての留意事項

(ア) 警察職員が同行するか、又は複数の少年指導委員により行うこととすること。

(イ) 無用のトラブルを避けるため、立入りの実施時の心構え及び配意事項その他の留意事項を示すこと。

2 立入りの実施

(1) 立入りの際に行うこと

少年指導委員は、立入りを行うときは次に掲げる事項を行うものとする。この場合において、立入りをする少年指導委員は、立入用指導委員証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

ア 視察

(ア) 18歳未満の者が風俗営業の営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入口に表示しているか。

(イ) 風俗営業(ゲームセンターを除く。)の営業所で、18歳未満の者を使用したり、客として立ち入らせたりしていないか。

(ウ) ゲームセンターについては、午後10時又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年福岡県条例第30号)に定める時間を超えて18歳未満の者を客として立ち入らせていないか。

(エ) 飲食店営業の営業所で、深夜、18歳未満の者を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせていないか。

(オ) 風俗営業又は飲食店営業の営業所で、未成年者に酒又はたばこを提供していないか。

(カ) 店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業の営業所又は派遣型ファッションヘルス(法第2条第7項第1号の営業をいう。)の受付所で、18歳未満の者を客に接する業務に従事させていないか。また、18歳未満の者を客として立ち入らせたり、未成年者に酒又はたばこを提供していないか。

イ 質問

アの(ア)から(カ)までを確認する目的のため必要があるときは、関係者に質問すること。但し、原則として営業者、従業者等営業者側の者に質問することとし、客に対する質問は、客が少年であると判明し、かつ、これを補導・援助するため必要があると認められるときに行うこと。

ウ その他

少年指導委員が補導対象となる少年又は援助すべき少年を発見した場合には、補導・援助を行うこと。この場合において、必要に応じ、営業者等に対して法の規定の教示又は遵守のための措置の助言を行うこと。

(2) 立入りの際に法令違反を発見した場合の措置

少年指導委員は、立入りの際に法令違反を発見したときは、直ちに当該立入り場所を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という。)に連絡すること。

(3) 立入りを拒否された場合等の対応

少年指導委員は、立入りを拒否された場合等は、強いて立ち入ることのないようにするとともに、管轄警察署に連絡すること。

3 立入りの報告

(1) 報告の形式

警察本部長は、法第38条の2第3項の規定による報告は、立入実施結果報告書(様式第10号)により受理し、あわせて当該立入指示書も提出させるものとする。この場合において、複数の少年指導委員が立入りを実施したときは、連名で立入実施結果報告書を作成させ、これを受理するものとする。

(2) 報告を行う時期

少年指導委員は、立入りを実施後又は規則第9条第1項第2号に規定する立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに報告するものとする。

(3) 報告の内容

報告の具体的な事項は、次のとおりとする。

ア 立入りを実施した場所

(ア) 法第37条第2項各号に掲げる場所のいずれであるかの別

(イ) 立入りを実施した営業所の名称及び所在地

イ 立入りを実施した日時

ウ 立入りを実施した結果

(ア) 立入りにより確認した事項

(イ) 立入りの現場において講じた法第38条第2項第1号から第3号までの措置の内容等

エ その他参考となるべき事項

営業所等の雰囲気、立入りに立ち会った者の氏名、対応状況等。この場合において、立ち会った者の人定については、判明した範囲で差し支えなく、強いて人定を聞き出す必要はない。

4 立入用指導員証等の再交付

(1) 再交付申請

警察署長は、自署の管轄区域を活動区域とする少年指導委員から、立入用指導員証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した旨の届出を受けたときは、必要な調査を行った後、速やかに立入用指導員証再交付申請書(様式第11号)により警察本部長に対して再交付の手続をとるものとする。

(2) 調査及び再交付

警察本部長は、(1)の上申を受けたときは、事実の有無を調査の上、再交付するものとする。

5 立入用指導員証の返納

警察署長は、自署の管轄区域を活動区域とする少年指導委員が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、立入用指導員証を返納させるものとする。

(1) 立入実施結果報告書により報告したとき。

(2) 解嘱されたとき。

(3) 任期が満了したとき。

(4) 辞任したとき。

(5) 立入用指導員証の再交付を受けた後において、亡失した立入用指導員証を発見し、又は回復したとき。

6 立入用指導員証台帳の備付け

警察署長は、立入用指導員証の貸与及び返納の状況を明らかにしておくため、立入用指導員証台帳(様式第12号)を備え付けておくものとする。

(平18本部内訓20・本項追加)

第13 活動の連絡等

1 活動の連絡

少年指導委員は、その活動に当たってあらかじめ警察署に活動予定地等を連絡し、常に警察職員と有機的な連携がとれるようにしておくとともに、活動終了後においても、その活動概要等を活動開始時に連絡した警察職員に報告するものとする。ただし、立入りの報告については、この限りでない。

2 少年指導委員活動記録書

1の報告を受けた警察職員は、その活動内容を少年指導委員活動記録書(様式第13号)に記録し、その都度、警察署長に報告しなければならない。

(平18本部内訓20・旧第12を一部改正し繰下)

第14 関係書類の保存

1 生活安全部少年課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
少年指導委員委嘱簿	少年指導委員推薦書	長期
	少年指導委員委嘱簿	
	／一般用指導委員証／少年指導委員手帳／再交付申請書	
	少年指導委員解嘱上申書	
	立入用指導委員証再交付申請書	
少年指導委員立入り	立入指示書	3年
	立入実施結果報告書	

2 警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
少年指導委員	立入用指導委員証台帳	3年
	少年指導委員活動記録書	

(平18本部内訓20・本項追加、平24本部内訓29・旧第15を一部改正し繰上)